

経済産業省 第二回 AI 事業者ガイドライン検討会
議事概要

令和 5 年 12 月 15 日(金)

9:30~11:30

オンライン会議

冒頭挨拶

- 本日もお集まりいただいた AI 事業者ガイドライン検討会委員、また一部ご参加いただいている AI 事業者ガイドラインワーキンググループ委員の皆様には、6 月末から本日まで半年にわたり、ガイドライン案に対しての多数の意見照会にご対応いただき感謝。
- おかげで、内容的に世界をリードするものになったことはもちろん、使いやすさという意味でも、非常に素晴らしいものになってきたと思っており、本日もガイドライン（案）について忌憚ないご意見いただきたい。
- 活用促進策についても力をいれたいのでその点についても是非ご意見いただきたい。

◆議事①AI 事業者ガイドライン（案）本編・別添（付属資料）に対するご意見

- マルチステークホルダーによる検討プロセスについて、意義を明確化してはどうか
 - 「マルチステークホルダー」と「実効性」との記載がある。「マルチステークホルダー」による検討の価値は、広く消費者市民に受け入れられるなど、「実効性」以外にも及ぶためその意義を補足いただきたい
 - マルチステークホルダーによる検討を通じて得られるものは、実効性の他に、正当性や信頼性も考えられるため、補足いただきたい
- ステークホルダーに、消費者や未成年が含まれることを明確化してはどうか
 - 青少年・未成年に言及がない。国際的にも改めて重要になってきているので、触れるべきではないか
 - ステークホルダーにおいて、消費者への影響も重要なので、消費者も明記してはどうか
- ガイドラインのスコープとなる主体について、事業者以外が対象となるか否かの明確化が必要ではないか
 - 大学や個人等が非営利で AI を開発・提供する場合、同じ基準を求めるとかの言及が必要。個人的には特に安全性に関しては求めるべきだと考える一方で、事業会社ほどリソースがないため、その点の考慮が必要だと考える
 - 本質的には、開発する個人にも一定の周知の必要はある。ただ、今回のガイドラインは法人向けなので、別で何かしらの注意喚起をしていくことが必要

- 本ガイドラインは非事業者でも参考になり、個人まで適用されるのが望ましいのは間違いない。一方で、非事業者は対象外というスコープは明確にすべき

⇒本ガイドラインのスコープは事業者。一方で、非営利で AI を活用する者等においても本ガイドラインは参考となるため、「はじめに」にてその旨を記載する

➤ 「利用者」「利害関係者」という用語の使用

- 利用者という言葉がわかりにくいので、英語の business user に合わせ日本語も「AI ビジネス利用者」としてはどうか

⇒定義を明確化しつつ、「AI 利用者」を踏襲する

➤ 一般的な AI と、大規模基盤モデルや高度な AI システムなどを分けて考えるべきではないか

- 海外の法令やガイドライン等においても一般的な AI と大規模なモデルを分けて考えているものもある。これらが別物であることに触れてもよいのではないか
- どこからが高度な AI システムになるのか、急速に変わるので定義は難しいが、海外のように具体的な線引きや目安等、有効な設定をするべきではないか

議論の後、AI 事業者ガイドライン案の本編、別添（付属資料）の今後の修正については、座長と事務局に一任頂いた。

◆ **議事②AI 事業者ガイドライン案の今後の活用促進方策についてのご意見**

➤ 他団体との連携やイベント等を通じた発信を実施してはどうか

- ガイドラインの思想や、考え方、コンセプトを伝えることが重要
- 周知に関しては JDLA などの関連団体や、各種 AI コミュニティーと協力し、委員等の発信力を活用すると良い
- 各種業界団体と連携することで経営者にもアプローチすることが重要
- セミナーやシンポジウムは社内展開のうえでも重要かと思う。その際、著作権と言えば文化庁のように、どの省庁がオーナーシップ持つのかという意識づけが大事ではないか
- 公開のイベントやシンポジウム等の定期的な開催は、国際的な周知や経営層とのコミュニケーションの観点で重要
- 世界に対して、このガイドラインに沿った企業のベストプラクティスを紹介するイベント等を通じて「ソフトローの枠組みでも日本はこんなに真面目に取り組んでいる」ということをアピールしてはどうか
- 海外への訴求のためにも、英訳版の発出や、そのもととなる対訳用語の整理が必要

➤ ガイドラインの伝え方を工夫してはどうか

- 経営層にはいわゆるサイエンスコミュニケーションの実施や、サマリ・Q&A の作成など、経営者の興味関心に繋がるような伝え方が必要ではないか
- 消費者に対しても重要性をアピールしてはどうか

➤ ユースケース・事例の収集と開示

- ガイドライン公開後、事業者が本ガイドラインを活用して取り組んでいる内容を何らかのウェブページ等で開示してはどうか。開示企業にとっては取組の証明になり、他の事業者にとっては活用事例としてイメージを持つことに繋がり、一般にとっては透明性の確保に繋がる
- ポータルサイトは、AI 技術のスピードの速さを考えるとメンテナンスコストが心配であるため、その後の運営方法の検討まで必要
- AI ガバナンスハッカソン等、各種企業に実践例を発表してもらい、有識者からフィードバックを受けるイベントで盛り上げていくのも良いのではないか

➤ 政府主導の取組実施

- このガイドラインを踏まえ、まず政府がお手本となり、全体としてどう使っていくかという指針を作り、各省庁で AI ポリシーを作るなど、動く必要ではないか。その姿を事業者に参照してもらうことが重要ではないか

➤ ガイドラインの理解度テストの実施

- 開発者・提供者・利用者それぞれに合わせた内容で、理解度を確認するオンラインセルフチェックテストという位置付けのテストを用意するのはどうか
- 企業から、AI ガバナンス実装にはどのようなスキルセット・知識が必要か相談を受けることがあるので、ガイドラインの理解を測る検定試験等があるとよいのではないか

➤ AI ガバナンスを推進する人材育成体制の構築

- 各事業者において、ステークホルダーと議論ができる AI 人材が不足している。また、国際会議での日本の発信力は弱いうえ、政府の中で国際的に AI ガバナンスを議論できる人はほとんどいないので、国際的に発信できる人材を育成体制が重要ではないか
- 事業者は専門家であり、消費者・市民は専門家ではない。よって、マルチステークホルダープロセスとして消費者・市民の対話の場があっても、事業者が適切に理解し発言を行うことが難しい。消費者・市民をエンパワーメントする観点で、事業者と消費者・市民の間に立つような中立的な専門家を養成しても良いのではないか

➤ ガイドラインの遵守によるインセンティブ付与

- 消費者含め利害関係者にとってわかりやすく、かつ評価できるようにするため、事業者がガイドラインを遵守している旨をどこかで表示すると良いのではないか
- 企業に対しソフトローならばインセンティブが大事。守ると良いことがある、表号がつけられる等検討してはどうか
- ガイドラインに取り組みやすくするための方法として、経営者が興味・理解を示すことが必要。経営者向けセミナー等の教育に加え、インセンティブ付けの検討が必要ではないか。先々、コーポレートガバナンスコードの中に文言を入れていくなどの工夫が経営層に向けても重要なのではないか
- AI 調達基準も作ると良いのではないか

➤ リビングドキュメント性の担保の仕組みの具体化が必要ではないか

- リビングドキュメントとして、ステークホルダーとの関係で定期的な調査等含めて確認していくというような方針を明確化してはどうか
- どのようにリビング性を担保するかを考えるべき。実際ガイドラインを使ってみてテストすることが重要。想定されるユーザーにフィードバックをもらうと、もっと良いものにしていけるのではないか
- 改定すべきと思われる部分やわかりにくい部分等を、誰に、どこに、どのタイミングで言えばよいのかといった、事務局のような問い合わせ先を設けておくことが重要。省庁に限らず、研究機関等がフォローしていても良い。事例が蓄積されることで改定時の参考になるのではないか
- 事業者の今後の動向を見て、どういうガイダンスがあれば参考になるか、開発利活用に何において悩んでいるのか、これからも随時ヒアリングをしてはどうか。企業の悩みや開発利活用上のヒヤリハットを含むインシデント情報を収集し、各省庁で共有しながら、取り組みが必要であれば、立法、法改正、ソフトローなどアジャイルに対応してもらいたい

以上